

国保のお知らせ

10月1日は
国保被保険者証の更新日です

国民健康保険被保険者証は、毎年1回、10月1日に更新を行っています。

被保険者証は、一人1枚のカード型となっています。宛名が印字されている台紙に貼り付けてありますので、台紙から剥がしてお使いください。

被保険者証は簡易書留郵便にて郵送しています。まだ受領されていない世帯主の方は、郵便局または、国保年金課国保年金係までお問い合わせください。

被保険者証は9月1日現在で作成していますので、その後、保険の異動など記載事項に変更が生じた場合には、国保年金課国保年金係または、各支所地域振興課市民福祉係に届け出てください。

届け出が遅れますと、国民健康保険税等の過払いまたはさかのぼって賦課される場合があります。

～手続きに必要なもの～

保険の切り替えがあったとき

- ・国保被保険者証(新しいもの)
- ・社会保険等の保険証
(社会保険に加入した方)
- ・退職証明書
(社会保険を脱退した方)
- ・印鑑

ⓧ被保険者証を更新するとき

- ・今まで使っていたⓧ被保険者証
- ・在学証明書
- ・印鑑

ⓧ被保険者証を廃止するとき

- ・今まで使っていたⓧ被保険者証
- ・印鑑

保険証の有効期限

被保険者証の有効期限は、通常は翌年の9月30日ですが、年齢によって異なる場合があります。

詳しくは左表のとおりです。

資格	有効期限
昭和12年10月2日～ 昭和13年10月1日 生まれの方	75歳になる誕生日の前日。有効期限日以降は後期高齢者医療制度へ移行となります。75歳になる誕生日の後に後期高齢者医療制度の被保険者証を送付します。
昭和22年10月2日～ 昭和23年10月1日生まれの 退職被保険者の方	65歳になる誕生日の末日。1日生まれの方は前月末日まで。有効期限日以降は一般被保険者証へ切り替えとなります。切り替え方法は対象の方へ後日ご連絡します。

ⓧ被保険者の方は

修学中のため親元を離れている方に交付されている被保険者証(ⓧ被保険者証)も、10月1日に被保険者証を更新する必要があります。

該当される方にはご案内の通知を送付していますので、必要書類を添えて更新手続きをお願いします。

国民健康保険税は納期内に

納めましょう

病院等に行っていないからといって、国民健康保険税を納めない人がいると、きちんと納めている人との公平を損なうだけでなく、国民健康保険の健全運営に支障を来します。

国民健康保険税は納期内に納め、皆さんの国民健康保険がきちんと運営できるように協力ください。

納付期限から1年間納付がない場合には、国民健康保険被保険者証の返還を求め、代わりに短期被保険者証または資格証明書を発行することになります。

◎問い合わせ:

国保年金課国保年金係
☎(55)51006

毎週日曜日相談会開催中

◇ローン相談会 ◇資金運用

○無料年金相談会(四半期に1回同時開催)

※社会保険労務士が対応

金色支店

TEL 0243-23-0880

午前9時～午後4時



ナイスコミュニケーション

二本松信用金庫